

平成23年 8月25日
佐伯河川国道事務所

記者発表資料

特殊車両の指導取締りを実施！

～『特殊車両通行許可制度』へのご理解・ご協力を～

8月18日(木)に国道10号弥生計量所(大分県佐伯市弥生大字大坂本)において、特殊車両に対する指導取締りを佐伯河川国道事務所と佐伯警察署の合同で実施しました。また、今回の指導取締りでは、特殊車両通行に関するちらし(別紙)を運転者に配付し、『特殊車両通行許可制度』への理解と協力を呼びかけました。



特殊車両通行許可制度とは

道路は一定の構造基準で造られています。道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を『車両制限令』(下表のとおり)により定め、これを超える車両(特殊車両)の通行を原則禁止しています。これらの車両が道路を通行することで、道路に大きなダメージを与え、舗装のひびわれなどの原因となり、道路の劣化を早めるおそれがあるためです。

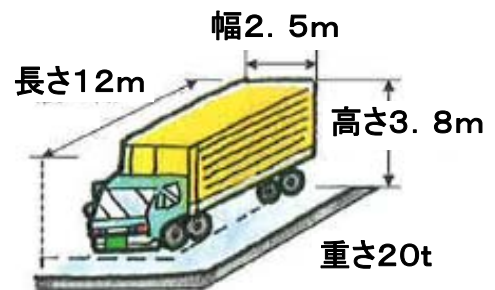
『特殊車両通行許可制度』は、この最高限度を超える車両の通行を、車両もしくは荷物の形状や寸法が特殊ということでやむを得ない場合のみ、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために必要な条件を付けて許可するものです。車両制限令の最高限度を超える車両は、この許可を受けなければ道路を通行することができません。道路と道路利用者の安全を守るため必要な制度です。ぜひ、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

『車両制限令』車両諸元の最高限度

※一般的制限値

幅	2.5m
高さ	3.8m (高さ指定道路4.1m)
長さ	12m
重量	20t (重さ指定道路25t)
軸重	10t
最小回転半径	12m

この制限を一つでも超える車両を「特殊車両」といい道路管理者の『通行許可』が必要です。



※特殊車両通行ハンドブックより

【お問い合わせ先】国土交通省 佐伯河川国道事務所 道路副所長 西 豊和 (にし とよかず)

国土交通省 佐伯河川国道事務所 道路管理課長 南部 祥隆 (なんぶ よしたか)

TEL : 0972-22-1880 FAX : 0972-23-2747

特殊車両通行に関する指導取締り強化

～ 過積載車両が道路に損傷を与えます ～

道路は国民の財産です

違反車両が道路に及ぼす影響

道路が損傷する大きな原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられています。特に過積載車両が橋梁や舗装に大きな影響を及ぼします。



過積載車両による道路損傷



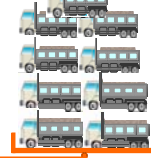
橋梁の損傷

ひびわれ

わだち掘れ

大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、橋梁に対しては約9台分の荷重が蓄積され道路が損傷する原因になります。

軸重12トン
(基準より2割超過)



$$\left(\frac{12t}{10t}\right)^2 = \text{約} 9 \text{倍}$$

※過積載車両による橋梁等への影響は、12乗に相当します。

橋梁床版に与える疲労イメージ

「特殊車両」は通行許可が必要

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けるために必要で、私たちの暮らしに大変役立っていますが、「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン (重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸重に於いて18.0トン～20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です

オンライン申請可能

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請ができます。

窓口に出向かなくても申請や許可証の交付ができるほか、様々な利点があります。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>

特殊車両の取り締まりを実施

道路脇に設置された指導取締基地等において、法令遵守意識をもちてもらうことを目的に、定期的に特殊車両の指導取締りを実施しています。

許可車両が通行経路や通行条件、積載貨物について許可どおりの通行を行っているか確認します。

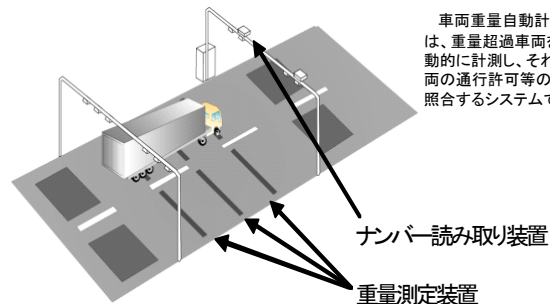
無許可車両や通行条件違反車両に対しては、道路構造の保全、交通の危険防止のため措置命令や指導警告を行っています。



車両重量自動計測装置による取締り強化

指導取締りを実施してもなお、違反車両の通行が後を絶ちません。

そのため、効率的かつ効果的な指導取締りの強化の一環として、「車両重量自動計測装置」により違反車両の通行実態を把握し、悪質な事業者に対しては、指導警告書を送付することとしています。



車両重量自動計測装置は、重量超過車両を常時自動的に計測し、それらの車両の通行許可等の情報と照合するシステムです。

ナンバー読み取り装置

重量測定装置

【特殊車両の申請に関するお問い合わせは 最寄りの国道事務所へ】

福岡国道事務所 管理第一課 特殊車両係	〒813-0043 福岡市東区名島3丁目24番10号 ☎092-681-4731
北九州国道事務所 管理第一課 特殊車両係	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10 ☎093-951-4331
佐賀国道事務所 管理第一課 管理係	〒849-0924 佐賀市新中町5番10号 ☎0952-32-1151
長崎河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係	〒851-0121 長崎市宿町316番1 ☎095-839-9211
熊本河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係	〒861-8029 熊本市西原1丁目12-1 ☎096-382-1111
大分河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係	〒870-0820 大分市西大道1-1-71 ☎097-544-4167
佐伯河川国道事務所 道路管理課 管理係	〒876-0813 佐伯市長島町4丁目14番14号 ☎0972-22-1880
宮崎河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係	〒880-8523 宮崎市大工2丁目39番 ☎0985-24-8221
延岡河川国道事務所 道路管理課 管理係	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2889 ☎0982-31-1155
鹿児島国道事務所 管理第一課 管理係	〒892-0812 鹿児島市浜町2番5号 ☎099-216-3855
大隅河川国道事務所 道路管理課 道路管理係	〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 ☎0994-65-2997

違反者には罰則

許可なくまたは、許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監視員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも、同じように科されます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/tokusya/index.htm>